

たくましい心と体を育む

地域に根ざした体験的で総合的な教育活動の推進
かかわる みつめる むかう きめる すすむ

1 心に響き、心を育てる教育の充実

- (1) 地域の自然や文化、先人の苦労や偉業等にふれる体験の充実を図り、地域の人々との触れ合いを深め、豊かな心と態度を育てる。
- (2) ふるさと教育の趣旨を生かして展開された学習活動を通して、現代的な諸課題[※]に主体的に取り組もうとする態度を育てる。
(*グローバル化、テクノロジーの進展、E S D、福祉、防災、共生社会等)
- (3) 道徳教育に関わる情報の発信や「特別の教科 道徳」の授業等の積極的な公開により、児童生徒の道徳性の発達に関わる実態や願いを共有し、家庭や地域社会と相互連携を図り、一体となって心の教育を推進する。

2 意欲的な活動を促す特別活動の推進

- (1) 学校や地域の実態、児童生徒の発達の段階などを考慮し、自主的、実践的な学級活動を行うための年間指導計画を作成し、意図的、計画的に指導する。
- (2) 学校生活の充実と向上に向けた自発的、自治的な児童会活動・生徒会活動が展開できるよう指導体制を確立し、他の教育活動との関連を図る。
- (3) 各学校行事のねらいを明確にし、集団への帰属感や連帯感が深まるように、異年齢集団及び地域の人々との交流や、自然及び社会体験等の充実を図る。

3 心と体の健康づくりの充実

- (1) 主体的に健康や体力を保持増進するように、健康に関わる資質・能力を育成する。
- (2) 望ましい生活態度や習慣を身に付けることができるように、家庭や関係機関と連携し、保健教育や食育を推進する。

確かな学力を育む

主体的・対話的で深い学びの充実

1 基礎学力の定着を図る探究型の授業づくりの充実

- (1) 自校の課題を分析し解決を図るために、教育専門監（外国語）の活用や県総合教育センター等と連携するなど、学校の実態に応じた教育課程を編成する。
- (2) 児童生徒の学習状況を基に指導のねらいを明確にし、「課題」「まとめ」「評価」などとの整合性を図るとともに、評価結果を指導の改善に生かす。
- (3) 児童生徒自らが問題を発見し、他者との関わりを通して主体的に問題を解決していく力の育成を図る。

2 個を伸ばす I C T等を活用した指導・支援の推進

- (1) 児童生徒個々の深い学びが実現できるように、個に応じた指導方法や教材等の工夫を行うとともに、多様な他者と協働して諸課題を解決していく学習を取り入れる等により、自己調整しながら学習を進める指導・支援を図る。
- (2) 問題を解決する力や新たな価値の創造に挑む力など、個々の資質・能力の育成につながるように、各教科等の特質や個々の目的に応じた I C Tの特長を生かす効果的な指導の充実を図る。

3 園・小・中の連携を軸とした校種間を貫く教育の推進

- (1) 園・小・中学校間において、児童生徒や教職員の創意あふれる交流や連携を通して、子どもの育ちや学びの連続性・継続性を大切にした一貫性のある指導の充実を図る。
- (2) 児童生徒が、自己の変容や成長を客観的に自覚し、新たな目標や課題をもって学びを進めていけるよう、発達段階に応じた評価能力を育成する。

共に学び、生きる力を育む

自立と社会参加を目指した取組の推進

1 インクルーシブな教育の実現に向けた組織的な支援体制の構築

- (1) 特別な支援を要する児童生徒を含む全ての児童生徒にとって、認め支え合う学級づくりや分かりやすい授業の構築を基盤とするインクルーシブな教育におけるユニバーサルデザインの視点を生かした指導・支援の工夫を図る。
- (2) 特別支援コーディネーターを中心として、特別な支援を要する児童生徒に対する全校的な支援体制や教育相談体制を確立する。

2 一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実

- (1) 保護者や関係機関と連携し、個別の指導計画と個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎによる一貫した指導の充実と継続を図る。
- (2) 児童生徒や保護者、学校、関係機関と合意形成を図りながら、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮や基礎的環境整備を推進する。

3 教育的効果を生む連携の強化

- (1) 通常の学級と特別支援学級・特別支援学校との相互理解が進むように、ねらいを明確にした交流を計画的に実施する。
- (2) 学校間及び医療、保健、福祉等の関係機関との連携を強化し、早期からの切れ目のない支援体制づくりに努め、児童生徒の自立と社会参加の支援を推進する。

思いやりを育む

互いのよさを認め合い自他を大切にすることを育てる生徒指導の充実

1 成長を支える積極的・予防的な生徒指導の充実

- (1) 児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや児童生徒が互いのよさを認め、多様な他者と協働して創意工夫することを通して、自己指導能力を育成する。
- (2) 複数の教職員で児童生徒のよさや背景を多面的に理解し、互いの信頼関係の構築を目指すとともに、教育相談の機会を意図的・計画的に設け、個に応じた指導・援助を行う。

2 いじめ等の問題行動や不登校へのチームとしての対応の強化

- (1) 潟上市いじめ防止基本方針（平成 30 年 10 月改定）を踏まえ、家庭、地域社会、関係機関等との連携を強め、チーム学校で問題行動や不登校の未然防止及び早期発見・即時対応を図る。
- (2) 居場所や絆のある学校・学級づくりを通して、集団の中で自己肯定感や自己有用感を育むことができるような指導・援助に努め、魅力ある学校づくりを推進する。

3 安全・安心を確保する体制づくりの推進

- (1) 児童生徒が互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような風土を、自らが創り上げるように支援する。
- (2) 児童生徒の実態の把握に努め、正しい理解に基づいた I C T の適切な活用とデジタル・シチズンシップ教育の充実を図る。
- (3) 潟上市地域学校安全委員会等により、家庭、地域社会、関係機関の連携・協働を図り、児童生徒の安全を守るネットワークを構築する。